

ユニット型指定介護老人福祉施設あじさい園宝運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃宝会が開設するユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームあじさい園宝（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 施設は、入居者一人一人の意見及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム あじさい園 宝
所在地	奈良市南肘塚町99番1

(入居定員)

- 第4条 施設は、その入居定員を50名とする。（ユニット型個室 50名）
- 2 ユニット数は5ユニットで、ユニットごとの定員は10名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上
医師は、入居者の健康管理、保健衛生指導、療養上の指導並びに病状に応じて適切な措置を行う。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入居者及び家族等からの苦情や相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四 介護職又は看護師、准看護師（以下「看護職員」という）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、17名以上とする。

ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、2名以上とする。

介護職員は、入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者の身体能力を最大限活用した援助を行い、看護職員は、医師の指示に基づき入居者の心身等の状況に応じて、入居者の健康管理及び保健衛生管理を行う。

五 栄養士 1名以上

栄養士は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立の提供を行う。

六 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持を目的として訓練を行う。

七 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供する上での留意点等を記載した施設サービス計画の作成を行う。また、6か月に1回、若しくは入居者の心身の状況に応じて、施設サービス計画についての変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者と協議して、施設サービス計画の変更を行う。

八 事務員 1名以上

事務員は、施設の運営に係る庶務及び会計事務を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合にはその他の職員を置きます。

（施設サービスの内容）

第6条 施設で行う施設サービスの内容は次の通りとします。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 入浴、排泄等の介護
- 三 食事の提供
- 四 相談及び援助
- 五 社会生活上の便宜の提供等
- 六 機能訓練
- 七 健康管理
- 八 栄養管理
- 九 口腔衛生の管理

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約、利用料その他の費用）

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又は家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者に同意を得る。施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居

宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な入院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を講じる。

施設サービスの利用料は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料の1割、2割又は3割相当分（法定費用）による額を利用料とする。

- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - 四 理美容代
 - 五 日常生活において便宜上必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供に要する費用
 - イ 貴重品の管理費用
 - ロ 入居者の希望により居室に家電を持ち込んだ場合の電気代
 - ハ 入居者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽費用
 - ニ 喫茶代
 - ホ おやつ代
 - ヘ 健康管理費用
 - ト 入院セット費用
 - チ 外部のクリーニング店に取り次いだ場合の私物のクリーニング代
 - リ 入居者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
- 3 前五号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的に必要な費用については、重要事項説明書及び契約書に記載の利用料とする。

（秘密の保持）

第8条 施設の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（緊急時の対応）

第9条 施設は、現にサービスを行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検を実施する。
- 3 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、職員及び入居者等に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。なお、訓練等については、消防団や地域住民の協力を求め、合同で行うよう努める。

(苦情処理)

第12条 施設は、その提供した指定サービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとします。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- 3 施設は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。
- 5 施設は、提供した指定サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(地域との連携)

第13条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 入居者は、本条各号に定める事項について遵守しなければならない。

- 一 火気の取り扱いに注意し、施設敷地内では喫煙しないこと。
- 二 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- 三 けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。
- 四 その他重要事項説明書に定める施設利用の留意事項について遵守すること。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 一 施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 三 施設の職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束)

第16条 施設は、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等について)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（衛生管理等について）

第18条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底いたします。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - 三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。
 - 四 一から三までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

（協力医療機関等）

第19条 施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入居者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出ます。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百

十四号) 第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入居させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(その他の運営に関する留意事項)

第20条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。施設は、施設職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年3回

- 2 施設では、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、入居者に対して隔離、身体拘束、その他の方法により入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記し入居者又はその家族への説明を行わなければならない。
- 3 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年9月15日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。